

平成 13 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 日立電線株式会社
代 表 者 取締役社長 原 精二
(コード番号 5812 東証・大証 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 鈴木慎一郎
(TEL. 03-5252-3261)

ストック・オプション（新株引受権）の付与に関するお知らせ

（商法第 280 条ノ 19 及び当社定款第 5 条の 3 の規定に基づく新株引受権の付与）

平成 13 年 6 月 28 日開催の当社第 64 回定時株主総会において決議されましたストック・オプションの付与に関して、平成 13 年 7 月 30 日開催の取締役会において、付与日等を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株引受権の付与日

平成 13 年 8 月 8 日

2. 発行価額（権利行使価額）の決定

発行価額は、平成 13 年 8 月 8 日に確定する。

その価額は、平成 13 年 6 月 28 日に開催された第 64 回定時株主総会において決議されたとおり、権利付与日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（終値のない日の日数を除く。1 円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が権利付与日の終値（終値がない場合は、その前日以前の各取引日に成立した終値のうち、権利付与日に最も近い日の終値をいう。以下同じ。）を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、権利付与日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行（転換社債の転換、新株引受権の権利行使及び優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

さらに、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、発行価額について、当社は、必要と認める調整を行う。

3. 発行価額中資本に組み入れない額

新株引受権の行使により発行する株式の発行価額（発行価額の調整が行なわれた場合は調整後の発行価額）から、下記に基づき算出する資本に組み入れる額（以下、資本組入額という。）を減じた額とする。

新株引受権の行使により発行する株式の資本組入額は、発行価額の2分の1とする。また、発行価額の調整が行われた場合の資本組入額は、調整後の発行価額の2分の1とする。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。

上記の計算によって算出された額が当社額面普通株式の額面金額を下回る場合は、当額面金額をもって資本組入額とする。

以上